

武雄市新文化交流施設エリア整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

1.概要

(1) 業務名

武雄市新文化交流施設エリア整備基本設計業務

(2) 業務内容

武雄市新文化交流施設エリア整備における以下業務

①新文化交流棟建設工事基本設計

(導入する機能として、多目的ホール、会議室、スタジオ、和室、オープンキッチン、エントランスホール・オープンスペース、武雄公民館 等)

②新文化交流施設周辺緑地整備基本設計

(敷地内の特性を生かした設計、アートを楽しむ庭園、敷地内道路の在り方を含めた外構整備 等)

※既存建物の解体設計及び大ホール棟の改修実施設計は本業務に含まない

※創作室については新文化交流棟の別棟とし、塚崎の大楠周辺の既存建物を活用する

既存建物の改修実施設計は本業務に含まない

(3) 建設用地の概要

①整備予定地 武雄市武雄町大字武雄5538番地1敷地内

②敷地面積 62,040m²

③用途地域等 第1種中高層住居専用地域、法22条地区

※令和5年中を目途に、近隣商業地域（建ぺい率60%、容積率200%）への用途変更を行う

④周辺道路 南西側：武雄塩田線（県道330号） 幅員20m

北側①：迎田2号線 幅員6m

北側②：小路線 幅員6m

南東側：明神馬場線 幅員8.4m

主接道路3面、敷地内道路あり（市道 文化会館線、駐車場構内道路）

⑤既存建物 大ホール棟、小ホール棟、集会棟、成人棟（一部武雄公民館）、

勤労青少年ホーム棟、エネルギーセンター棟（詳細は資料5-1・5-2参照）

(4) 設計施設の概要

①既存建物の整備方針

小ホール棟 集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟	ホール機能を北方文化ホールへ統合し解体 建替にて集約複合化、新文化交流棟として整備
武雄公民館	公民館の機能・スペースを確保する
エネルギーセンター棟	個別空調を前提として解体

※大ホール棟については、別途長寿命化（機能維持程度）を予定

②計画規模等	新文化交流棟建設	3,700m ² 程度
	周辺緑地整備	10,000m ² 程度

③前提条件

- ア 新文化交流棟は原則として、迎田緑地外の建築とする（詳細は資料5-3参照）
- イ 新文化交流棟と大ホール棟はスムーズな移動が出来るよう利用者の利便性を図ること
- ウ 多目的ホールはホール内、外（庭園）を繋げて利用できる設えとすること
- エ 創作室については新文化交流棟の別棟とし、塚崎の大楠周辺の既存建物を活用する
既存建物の改修実施設計は本業務に含まない
- オ 新文化交流棟（創作室を除く）の面積は3,700m²程度とし、その内武雄公民館として
700m²程度・倉庫として100m²程度を確保すること
- カ 創作室周辺の周辺緑地整備については本業務で検討すること
- キ 庭園にアート遊具を設置できる設計とすること
また、旧鍋島庭園など価値の高い文化資源を保存し活用すること
なお、迎田緑地の樹木等の除伐・剪定による庭園からの見通し、借景としての
御船山を考慮すること（詳細は資料5-3参照）
- ク 黒門周辺を活用し図書館・歴史資料館とのアクセス向上を図るほか、敷地全体を安全
に歩行でき、楽しめる空間とすること
- ケ 350台程度の駐車場の確保、敷地内道路の幅員拡大、来館者の車や歩行者のスムーズ
な導線の実現等を含む設計を行うこと
- コ 勤労青少年ホーム棟については新文化交流棟開館までの間、仮設の武雄公民館として
利用し、その後解体することとする
- サ 必要機能の詳細については「武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画」を参照する
こと

④概算事業費 新文化交流棟建設（創作室を除く）・周辺緑地整備・外構工事
合計 2,200,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間 契約日から令和6年1月31日

(6) 契約上限額 41,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2.事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、一次審査及び二次審査の二段階の審査により選定するものと
する。選定委員会の会議は非公開とする。

(1) 一次審査

プロポーザルに係る参加希望提出書類を審査し、技術提案の提出を求める者
(以下「ヒアリング要請者」という。)を5者程度選定する。

(2) 二次審査

ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出した者を対象としてヒアリングを行い、
最低基準点に達した者の中から優先交渉権者及び交渉権者を選定する。

3.スケジュール

項目	日程（案）
プロポーザルの公告・実施要領等の公表	令和5年 5月19日（金）
第一次質問受付期間（一次審査提出書類等）	令和5年 5月19日（金）～6月5日（月）
第一次質問回答最終日（一次審査提出書類等）	令和5年 6月 7日（水）午後5時（必着）まで
参加表明書の提出期限	令和5年 6月 8日（木）午後5時（必着）まで
一次審査提出書類の提出期限	令和5年 6月13日（火）午後5時（必着）まで
一次審査（ヒアリング要請者の選定）	令和5年 6月16日（金）予定
一次審査結果通知	令和5年 6月19日（月）
第二次質問受付期間（技術提案提出書類）	令和5年 6月19日（月）～7月6日（木）
第二次質問回答最終日（技術提案提出書類）	令和5年 7月10日（月）
技術提案書等の提出期限	令和5年 7月18日（火）必着
二次審査（ヒアリング）	令和5年 7月23日（日）予定
優先交渉権者決定	令和5年 7月下旬
契約締結期限	令和5年 8月上旬

4.参加資格等

（1）参加資格要件（必須条件）

- ① 令和5年度及び令和6年度入札資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 佐賀県内に本店を有する建築士事務所（建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けているものに限る。）を1者以上有し、かつ2者で構成する共同企業体であること。
- ④ 共同企業体の出資比率は、代表者の出資比率が最大になるものとし、かつすべての構成員の出資比率が30%以上であること。
- ⑤ 共同企業体の存続期間は以下によること。
 - ・本業務を受託した場合 委託契約の履行後3か月を経過した日まで
 - ・本業務を受託しなかった場合 委託契約の受託者が確定した日まで
- ⑥ 共同企業体の建築事務所に、建築士法第2条に定める一級建築士が合計5名以上所属し、常勤の者であること。
- ⑦ 共同企業体の代表者は、次の条件を満たすこと。
 - ・佐賀県内に本店を有する建築士事務所であること。
 - ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が3名以上所属すること。
 - ・元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。以下略）として、平成25年4月1日以降に完成した主要な用途が事務所等の用に供する建物（以下「事務所等」という。）で、主要な建物の延べ面積が1,000m²以上の新築、増築及び改築工事の建築設計業務の実績を有すること。ただし、増築及び改築の場合は、当該増築及び改築工事の面積が1,000m²以上でなければならない。

※事務所等の用に供する建物とは、建築基準法別表第一（一）から（四）までに定める用途（共同住宅は除く。）に供する施設とする。なお、官民による発注形態は問わない。

- ⑧ 共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の要件を満たすこと。
 - ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が1名以上所属すること。
 - ⑨ 本業務の参加表明書提出期限から開札日までの期間中、佐賀県及び県内市町の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ⑩ 本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定に基づく申し立てがなされていないこと。
- (2) 参加表明書等の提出は、参加を表明する者の所属する一級建築士事務所で一案のみとする。
- (3) 協力者（協力事務所）
本業務に関する専門分野（意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所等は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所）となることはできない。
- (4) 管理技術者及び主任技術者
設計JVの構成員の中から、管理技術者、意匠担当主任技術者を配置すること。
設計JVの構成員又は協力者の中から、ランドスケープ担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械担当主任技術者を配置すること。

5. 参加表明等の手続き

- (1) 提出書類
 - ① 参加希望者提出書類
 - ・参加表明書（様式1）
 - ② 一次審査提出書類
 - ・誓約書（様式2）
 - ・事務所及び管理技術者の実績調書（様式3）
 - ・建設関連共同企業体協定書（様式4）
 - ・建設関連共同企業体編成表（様式5）
 - ・事務所の業務実績一覧（様式6）
 - ・管理技術者・担当技術者一覧（様式7）
 - ・管理技術者等の主要業務実績（様式8-1、様式8-2、様式8-3）
 - ・管理技術者・担当技術者の手持ち業務一覧（様式9）
 - ・CPD取得単位の状況一覧（様式10）
 - ・協力事務所及び関連業者名簿（様式11）
- (2) 提出期限
 - ① 参加希望者提出書類（様式1） 令和5年6月 8日（木）午後5時
 - ② 一次審査提出書類（様式2～11） 令和5年6月13日（火）午後5時

6.質問書の提出手続等

- (1) 提出期間 (一次審査) 令和5年5月19日(金)～6月5日(月)
(二次審査) 令和5年6月19日(月)～7月6日(木)
- (2) 提出書類 質問書(様式12)
- (3) 提出方法 FAX又はEメールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。
- (4) 回答最終日 (一次審査) 令和5年6月7日(水)
(二次審査) 令和5年7月10日(月)
- (5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知

7.一次審査(ヒアリング要請者の選定)

- (1) 期日 令和5年6月16日(金)予定
- (2) 評価基準
 - ① 事務所としての業務実績
 - ② 配置技術者の評価(資格・経験年数)
 - ③ 配置技術者の評価(業務実績)
 - ④ 配置技術者の評価(CPD単位取得状況)
- (3) 結果の通知及び公表
一次審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。
- (4) 資料の提供
ヒアリング要請者に対して、技術提案書等の作成に必要な資料を別途提供する。

8.技術提案書等の提出

一次審査によりヒアリング要請者に選定された者は、技術提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和5年7月18日(火)必着
- (2) 提出書類
 - ・技術提案提出書(様式13)
 - ・技術提案書(様式14)
 - ・取組体制説明書(様式15)
 - ・プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧(様式16)
- (3) 提案課題
技術提案書の作成にあたっては、別添の武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画(以下、基本計画という)を踏まえ、次の3つの課題について提案するものとする。提案については、課題毎に技術提案書1枚とする。
課題① 基本計画に基づくエリアコンセプトを体現する施設の機能について
 - ・日常的なぎわいを生み出すための施設配置・空間づくり
 - ・一つの用途に限らず多目的に使用できる利便性の高い諸室とすること
 - ・既存建物(大ホール棟)との調和と利用者の利便性の確保

ただし、大ホール棟の改修実施設計は本業務には含まない

課題② 基本計画に基づくエリア内外に回遊性を生み出す外部空間について

- ・エリア内外の回遊性に留意し、訪れやすい、まちに開かれたランドスケープデザインとすること

- ・旧鍋島庭園、塚崎の大楠など価値の高い文化資源の保存と活用

なお、迎田緑地の樹木等の除伐・剪定による庭園からの見通し、借景としての御船山を考慮すること

課題③ 基本計画に基づく環境に配慮した持続可能なエリア整備について

- ・構造・工法及び素材等の工夫による建設コストの縮減を考慮すること

- ・将来的に維持管理しやすいランニングコストの低減と長寿命化を考慮すること

9.二次審査（ヒアリングの実施）

(1) 日程等

①期日 令和5年7月23日（日）予定（別途通知）

②場所 別途通知

③集合時間 別途通知

(2) 評価基準

①技術提案の的確性、創造性及び実現性

②業務の理解度及び取組意欲

③設計体制づくりの方針等

(3) ヒアリングの際の留意事項

①ヒアリングの出席者は、自己の出席時間以外に入室（傍聴）することはできない。

②ヒアリングの出席者は、様式16に記載する管理技術者及び担当技術者とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

③ヒアリングの内容は、「技術提案書（様式14）」及び「取組体制説明書（様式15）」の説明（プレゼンテーション）並びに審査委員からの質疑とする。

④ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。提出した技術提案書以外を拡大使用した場合は、失格とする。

(4) 優先交渉権者等の決定

二次審査を総合的に審査し、最低基準点に達したものの中から優先交渉権者及び交渉権者を1者ずつ選定する。

(5) 結果の通知

審査結果については、技術提案書を提出した者全てに文書で通知する。

10.選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「新文化交流施設エリア整備基本設計候補者選定委員会」とする。

(2) 選定委員会の構成は、学識経験者（建築学・文化芸術・緑地保全学）、佐賀県職員（建築行政）、武雄市職員の計5名で構成する。

(3) 審査方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、令和5年7月下旬に武雄市ホームページで公表する。

1 1.評価結果の公表等

(1) 評価結果の公表

文化課において、全ての提案事業者及び評価結果を公表する。

(2) 評価結果の説明

評価結果については、通知日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）に文化課に説明を求めることができる。

1 2.契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

1 3.失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

1 4.その他留意事項

- (1) 一次審査の審査結果によるヒアリング要請者が2者に満たなかった場合は、この案件は中止する。
- (2) ヒアリング要請者が2者以上であったが、技術提案を提出した者が1者であった場合は二次審査を行い、優先交渉権者を決定する。この場合において、優先交渉権者の審査結果は最低基準点に達していなければならない。
- (3) 今後の社会情勢や財政事業の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合は、市は参加者に対して一切の責任を負わない。
- (4) 提出期限までに提出場所に提出しなかった技術提案書等又は参加資格のない者が提出した技術提案書等は、無効とする。
- (5) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。また、武雄市はこの書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

- (7) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき、技術提案書等を公開する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、選定後において、変更の理由及び変更後の内容について市がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (9) 技術提案書等の内容により、必要に応じて市が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (10) ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (11) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (12) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (13) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (14) 契約締結にあたっては、選定された技術提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。

15. 問い合せ先

武雄市 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室
住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10
電話番号 0954-23-9181 FAX番号 0954-23-9811
E-mail bunka@city.takeo.lg.jp